

マイナンバーカードは、スマートフォン・パソコンからも交付申請ができます！

●メリット

マイナンバーカードは次のようなことに利用できます。

- ・顔写真付きの公的身分証として
- ・各種行政手続きのオンライン申請などに
- ・コンビニでの住民票などの取得に

●申請方法

①スマートフォンのカメラで個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスします。

(通知カード受取後、住所異動された方は右図の交付申請書でなく、手続きの時に役場より交付されたA4サイズの申請書となります)

②画面の案内に従い、以下の項目を入力します。

- ・メール連絡用氏名
- ・メールアドレス
- ・申請書ID (申請書記載の数字23桁)
→QRコードを読み込みサイトにアクセスした場合は、入力不要です。

③登録したメールアドレス宛に通知される申請者専用WEBサイトにアクセスし、顔写真、生年月日等を登録します。

④画面の案内に従い、必要事項を入力し送信すると、登録したメールアドレス宛に申請が完了した旨の通知が届き、申請が完了します。

⑤後日、発行通知書(はがき)を郵送いたしますので、申請者本人が発行通知書に記載の必要書類をお持ちになり、役場住民生活課にてお受け取りください。



【マイナンバーカード】



【個人番号カード交付申請書】

▶問い合わせ先=住民生活課 総合窓口係 ☎56)9125



今回はビールびん・一升びんの出し方をお知らせします。

《「グリーン・一升びん」の「リユース」》

- ・ビールびんとして使用されていた茶色のびん。
- ・日本酒や焼酎などお酒が入っていた一升びん(茶色・緑色のもの)。

*一升びんは約1・8リットルのびんです。



水道料金は便利な口座振替をご利用ください

水道料金・下水道使用料のお支払い方法は、口座振替または納入通知書によるお支払いの2種類があります。

口座振替の場合、金融機関等に出向いて支払う必要がなく、支払い忘れを防ぐことができます。たいへん便利ですので、ぜひご利用ください。

口座振替の申込みは、町上下水道課窓口や取扱金融機関で手続きができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

～水道料金の未納対策(給水停止)を実施しています～

水道事業は皆様にお支払いいただいている水道料金をもとに運営しています。

正しく納めていただいている方との公平性を保つため、町では水道料金の未納者に対し、給水の停止を実施しています。

水道事業の健全運営のため、水道料金の納期限内の納付にご協力をお願いします。

水道料金業務の流れ

メーター検針	毎月 5～15日頃	※土日祝日の場合は翌営業日になります。
納付書発送	毎月 25日頃	※口座振替日の前日までに、通帳残高の確認をお願いします。
口座振替	翌月 7日※	※口座振替ができなかった場合、その月の25日に再振替します。
納期限	翌月 10日※	

▶問い合わせ先＝上下水道課 上水道業務係 ☎(56)9168

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 62

「お試し」一回だけのつもりが定期購入だった!?

事例

スマートフォンで筋肉増強のサプリメントが約500円で購入できるという広告を見て申し込み、商品を受け取った。最近になって、再び同じ商品が届き、今度は6千円以上になるとの請求書が入っていた。事業者に電話したところ、4回購入が条件の定期購入だと言われた。画面の下の方にそのような説明が書かれていたようだが、申し込みの際は気付かなかった。

ホームページ等の広告を見て、健康食品を低価格で購入できると思って申し込んだが、実際には数か月の定期購入が条件となっていたという相談が寄せられています。

定期購入の契約条件によっては途中で解約が出来なかったり、解約しようと事業者に連絡しても電話が繋がらない場合も多くあります。

商品注文する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品はできるのかなどの契約内容をしっかりと確認することが大切です。

▼相談日時＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所＝上三川町消費生活センター(役場3階)

▼相談専用電話番号＝☎(56)9153

《出っ方のポイント》

・中身を軽く洗ってから出すとき

・一升びん・ビールびんを出すときは「紙・布・紙パック(資源物)」の日に、袋などに入れないでそのまま出してください。

・ビールびんについてはサイスの決まりはありません(ビールびんとして使われていたものであれば大びんでも中びんでも可)。

・汚れがひどいものについては、不燃ごみとして出してください。

・茶色・緑色でもくもりがかかった一升びん、青色や無色透明などの一升びんは「びん・缶類」の日に出してください。



▼問い合わせ先＝

住民生活課
生活環境係

☎(56)9131